

石川県認定看護師育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は県内における看護体制の拡充と看護の質の向上に資するため、県内病院等への高水準の看護技術と知識をもった看護職員の配置を促進することを目的に、当該年度に認定看護師養成研修を受講する看護職員を雇用している病院等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができるものとする。その補助金の交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「認定看護師養成研修」とは、社団法人日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設（日本看護協会認定看護師規則第11条の規定による施設）での研修をいう。

2 この要綱において「A課程認定看護師養成研修」とは、令和8年度をもって教育を終了する、特定行為研修を組み込んでいない認定看護師教育機関での研修をいう。

3 この要綱において「B課程認定看護師養成研修」とは、令和2年度から教育を開始する、特定行為研修を組み込んでいない認定看護師教育機関での研修をいう。

4 この要綱において「看護職員」とは、保健師助産師看護師法第7条の看護師免許を有するものとする。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の対象事業者は、認定看護師養成研修を受講する看護職員を雇用している病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう、以下同じ。）とする。

(補助対象看護分野)

第4条 本補助金の対象看護分野は、別表1に定めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象経費は、前条の看護分野において当該年度に病院等が支出する以下に掲げる経費とする。

- 一 入学金（入学検定料を除く）、授業料、実習料、交通費及び宿泊費（以下「旅費」という）
- 二 研修に要する図書費及び教材費
- 三 研修を受講する看護職員の代替看護職員の賃金及び諸手当

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（旅費についての上限は800,000円）とする。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）ただし、補助金の上限は、A課程認定看護師養成研修を受講する看護職員一人あたり450,000円、及び、B課程認定看護師養成研修を受講する看護職員一人あたり550,000円とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 認定看護師養成研修を修了することを条件として付す。

2 認定看護師養成研修を修了した看護職員が、認定看護師となるための認定審査に合格したときは、別記様式第12号により地域医療政策課長へ報告するものとする。

(病院等及び職員の責務)

第8条 本補助金の交付を受けた病院等は、本補助金の交付を受けて認定看護師資格を取得した看護職員（以下「県支援認定看護師」という。）に対して、他の病院等から研修会講師や技術指導の実施について要請があった場合には、県支援認定看護師が要請に応じられるよう配慮しなければならない。

2 県支援認定看護師は、前項の要請に応じるなど看護技術の普及啓発に努めるものとし、補助金を申請した年度の翌年度から3年間、毎年その活動について、別記様式第11号により知事に報告しなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 規則第4条の規定による補助金交付申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるとおりとする。

(決定の通知)

第10条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定通知は、補助金交付決定通知書により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第11条 規則第6条第1項に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 総事業費の20%を超える増減の変更

二 受講者又は受講分野の変更

2 規則第6条第1項の規定による補助金の変更等の承認申請は、別記様式第4号によるものとする。

(申請の取り下げ)

第12条 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による補助事業実績報告書は、別記様式第7号によるものとする。

2 補助事業者は、規則第13条の規定による補助事業実績報告書を、当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金額の確定通知書により行うものとする。

(補助金の交付)

第15条 規則第16条第2項の規定による補助金請求書は、別記様式第10号によるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、この事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第17条 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、知事は当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(実施細則)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行し、平成22年4月1日以降に受講する認定看護師養成研修から適用する。

附 則

2 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

3 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

4 この要綱は、平成26年11月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

5 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

6 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

7 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

8 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

9 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

10 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

11 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

12 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

13 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

14 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

A課程認定看護師養成研修
皮膚・排泄ケア、緩和ケア、訪問看護、摂食・嚥下障害看護、脳卒中リハビリテーション看護、慢性心不全看護、救急看護、集中ケア、小児救急看護、新生児集中ケア
B課程認定看護師養成研修
皮膚・排泄ケア、緩和ケア、在宅ケア、摂食嚥下障害看護、脳卒中看護、心不全看護、クリティカルケア、小児プライマリケア、新生児集中ケア